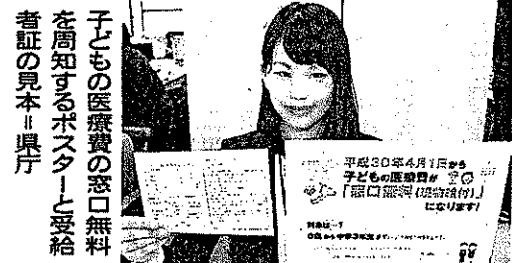




はぐカフェは、子どもたちをはぐくみ、ハグする（抱きしめる）紙面です。読者の皆さんと一緒に作っていきます。

子育て児の医療費

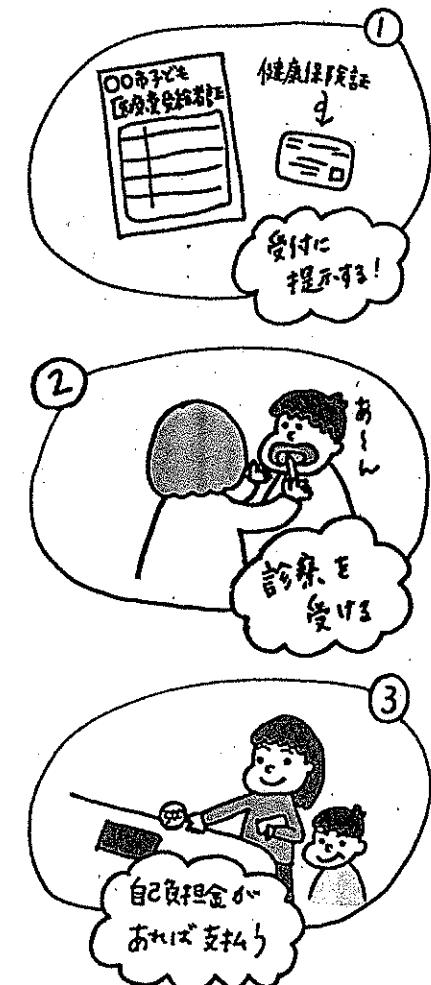
窓口での支払い不要に



子どもの医療費の窓口無料化
を周知するポスターと受給者証の見本=県庁

県子とも家庭課の担当者は「新制度が子どものが病気の早期発見・治療につながつてほしい」と話す。ただ「夜間や休日に子どもが急病になり心配な際は、医療電話相談=☎ #80000または☎ 0776-(25)9555-をまず利用してほしい」と呼びかけていた。

未就学の子どもの医療費を病院の窓口で支払わなくてもよい制度が、4月1日から県内全域でスタートする。小・中学生は自己負担金（1医療機関あたり原則月額500円、一部の市町では無料）のみを支払う。制度を利用するには、3月中に居住自治体から送付される新しい「子ども医療費受給者証」を医療機関に提示すればよい。（文・イラスト 黒川かおり）



来月1日スタート

これまで医療機関の窓口で自己負担金を全額支払い、後で助成分が指定窓口に振り込まれる「自動償還払い方式」だった。今後も負担額は変わらないが、より手軽でスマートな受診が可能になった。今后も利用の手順は、医療機関で①受給者証と健康保険証を提示する②診察を受ける③自己負担金がある人は支払う。

▽受給者証を持参しながら窓口で払い戻し（後日指定窓口に振り込み）の手続を支払って領収証をもらい、後日住んでいる市町の担当課で払い戻し（後日指定窓口に振り込み）の手続を支払う必要がある。

健康保険が適用されない診察や、日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となることのある学校や保育所でのけがなどは窓口での支払いが必要。